

南丹市 One なんとんらぼ開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市政に関する課題等について市長と市民等が直接に意見交換を行い、信頼関係を築きながら対話による協働を推進するとともに、これからのまちづくりに市民等の意見や提案を反映させることを目的とする One なんとんらぼ(以下「らぼ」という。)の開催について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 らぼの対象は、市内に在住し、在学し、又は在勤する5人以上の者で構成される集まり(以下「対象団体」という。)とする。

(テーマ等)

第3条 らぼのテーマは、第1条に規定する目的に適合するもののうち、あらかじめ申込みのあった事項に限るものとする。ただし、次の各号に規定するものを除く。

- (1) 営利を目的とするもの
 - (2) 宗教、思想又は政治活動を目的とするもの
 - (3) 単に苦情又は要望を目的とするもの
 - (4) 市としての回答や文書による回答を要求するもの
 - (5) 専門的な知識を要するもの
 - (6) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
 - (7) その他市長がらぼのテーマに適さないと認めるもの
- 2 らぼの開催時間は、2時間以内とし、その会場は、次条第1項に規定する申込みを行う前に、対象団体が自ら確保しておかなければならない。
- 3 らぼの会場の確保又は準備に費用を要するときは、対象団体が当該費用を負担するものとし、市の都合によりらぼが開催できない場合であっても、市は当該費用を負担する責を負わない。

(申込み等)

第4条 対象団体が、らぼの開催を希望するときは、市長に対し開催を希望する日前1月までに、One なんとんらぼ開催申込書(様式第1号)により申し込まなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申込みがあったときは、その内容を審査し、必要に応じて当該対象団体と協議した上で、らぼの開催の可否を決定し、その結果を One なんとんらぼ開催可否決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 3 前項の規定により開催が決定した場合であっても、災害その他の急を要する公務が

生じたときは、やむを得ず開催を延期することがある。

(公表)

第5条 市は、らぼの開催状況を市の広報誌やホームページ等で公表することができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、らぼについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。